



18 高教職第 1399 号
平成 19 年 3 月 26 日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局教職員課長

公立学校臨時的任用教職員の年次有給休暇及び夏期特別休暇の取扱いの運用
について（通知）

このことについては、公立学校臨時的任用教職員取扱要綱（平成 16 年 3 月 24 日付け 15 高教職第 1501 号）により取り扱っていただいておりますが、下記の場合における年次有給休暇及び夏期特別休暇の取扱いについては、平成 19 年度から本通知により運用することとします。

つきましては、貴管内の学校職員にお知らせいただくとともに、適正な運用をご指導くださいますようお願いいたします。

記

1 年次有給休暇

現行の取扱いは、臨時的任用期間の月数（1月に満たない日数は、15日以上を1月として扱う。）に1.6を乗じて得た数（1未満の端数は1に切り上げる。）に相当する日数とすることとしているが、1月の間の前半の15日まで任用された職員が新たに連続して任用された場合、当該月の後半の日数が15日又は16日であっても、後半の15日又は16日は1月とは見なさないものとして取扱うこととする。

（例）

A校からB校へ引き続き任用される場合

A校	B校
4月7日～7月15日	7月16日～3月24日
4月×1.6=7日	9月×1.6=15日とせず→ <u>8月×1.6=13日とする</u>

2 夏期特別休暇

現行の取扱いは、7月1日から9月30日の間において任用期間（日数）に応じて表に定めるとおりとしているが、この期間中に連続して複数の学校に任用される場合、5日を上限とするものとする。

（例）

A校からB校へ引き続き任用される場合

A校	B校
7月1日～8月10日	8月11日～9月30日
2・4/8日（41日）	3日（52日）とせず <u>2・4/8日とする</u>

※A校での特別休暇日数は表を適用する。